

平成29年 第3回 伊丹市教育委員会 定例会 会議録

1. 日 時 平成29年3月23日(木) 午後2時00分～午後3時35分

2. 場 所 総合教育センター 2階 講座室

3. 出席者 <教育委員会>

教育長 木下 誠 教育委員 秋田 久子

教育委員 江原 礼子 教育委員 川崎かおり

教育委員 川畑 徹朗

<事務局>

教育次長 二宮 叔枝 学校給食センター所長 田中 康之

学校教育部長 村上 順一 中学校給食センター設立準備室長 長澤 利文

生涯学習部長 小長谷正治 社会教育課長 中畔明日香

教育長付参事 二宮 毅 スポーツ振興課長 前田 勝弘

教育長付参事 谷澤 伸二 公民館長 池田 真美

管理部副参事 升井 竜雄 博物館長 亀田 浩

総合教育センター所長 後藤 猛虎 人権教育担当主幹 森口 真一

人権教育室長 森田 幸輝 少年愛護センター所長 米田 博一

施設課長 宮木 哲男 職員課副主幹 植松 俊二

教育企画課長 春名 潤一 教育企画課副主幹 矢田貴美代

学校指導課長 廣重 久美子 教育総務課 高田 幸美

総合教育センター主幹 尾崎 眞弓 教育総務課 寺内 みこ

保健体育課長 増田 健一

4. 欠席者 なし

5. 傍聴人 1人

6. 議 事

(1) 開会宣言 木下教育長(午後2時00分)

(2) 日程報告 木下教育長より次のとおり会議を進める旨の発議があり、全委員はこれを了承。

日程第 1 平成29年第2回定例会会議録の承認

日程第 2 教育長報告

日程第 3 議案第20号の審議

日程第 4 報告第2号の承認

日程第 5 議案第15号の審議

日程第 6 議案第16号の審議

日程第 7 議案第 17 号の審議

日程第 8 議案第 18 号の審議

日程第 9 議案第 19 号の審議

木下教育長より「日程第 4 及び日程第 9 までについては個人情報を含むため、日程第 5 から日程第 8 につきましては人事に関する案件であるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項の規定に基づき非公開にしたいと思いますが、よろしいでしょうか」との発議があり、全委員はこれを了承。

日程第 4 から日程第 9 までは非公開の秘密会となる。

(3) 平成 29 年第 2 回定例会会議録の承認（日程第 1）

平成 29 年第 2 回伊丹市教育委員会定例会（平成 29 年 2 月 16 日〈木〉開催）の会議録については、全委員一致でこれを了承。

(4) 教育長報告（日程第 2）

管理部長より「3 月分人事報告」・「2 月分教育施設関係工事の着工・竣工報告」・「2 月分の寄附採納報告」について、学校教育部長より学校教育部の、生涯学習部長より生涯学習部の、教育長付参事より人権教育室の「2 月分行事实施報告」・「4 月分行事实施予定」について、それぞれ説明があり、質疑応答の後、全委員一致で「教育長報告」を承認。

質疑応答

江原委員 8-1 ページの保健体育課の 2 月行事实施報告について。9 日に全国高等学校なぎなた選抜大会個人・団体抽選会があり、3 月 19 日に大会が終了したところである。大会当日、非常に円滑な運営が行われていた様子を拝見し、本当にきめ細かく準備等されたことを感じた。感謝申し上げる。

7-1 ページの総合教育センターの 2 月行事实施報告について。15 日に行われた不登校対策ワーキンググループ会議において、話し合われた内容で来年度に向けたものがあればお聞かせ願いたい。

尾崎主幹 不登校対策ワーキンググループ会議は今回で 7 回目の開催である。大きくは不登校の未然防止と初期対応、不登校になった児童生徒の復帰支援について、総合教育センターと学校指導課で話し合ってきた。今年度は、不登校対策共通実践事項の見直しを図り、児童生徒の個人状況学校対応状況シートを新たに作成したことが一番大きな成果である。このシートは、小学校から中学校に引き継ぎ、児童生徒の状況を継続して見ていくもので、

作成にあたっては生徒指導担当者会の先生方も一緒に考えてくださった。来年度以降、このシートを実際に活用していく予定である。特に小学校6年生から中学校1年生に進学する時期は、このシートの活用が重要になってくると思うので、有効に活用できるよう進めていきたい。

江原委員

一点情報提供ということで申し上げる。学校運営協議会に参加させていただいたときに、委員の方から先生の子どもに対する指導についてご意見があった。「小学校の先生は指導が優しすぎる。」というもので、「してはいけないことはきちんと指導してほしい。」と言われていた。一方で、「中学校の先生の言葉づかいが気になる。」という意見があった。

特に中学校1年生は、先生との関わりという点で小学校とは大きな違いを感じるようだ。厳しい言葉で指導されるとそれだけで中学校に対するイメージが怖いものになってしまうということもある。そういった部分でいわゆる中一ギャップと言われるようなことが起きているのではないかと話題になることがしばしばある。

学校現場では、小中連携について考えられており、先生が合同で研修されるなどの取組を進めておられることは承知している。しかし、保護者から見た現実的な意見だと捉え、先ほどご説明いただいたような取組をしっかりと進めていただき、子どもの実態を踏まえた関わり方を考えていただければと思う。

木下教育長

個人状況学校対応状況シートの活用を進めることに加えて、保護者からそのようなご意見があるということについて、また会議の中で共有するように。

川崎委員

5-2ページの読書冊数調査について。読書は子どもたちの創造性を育むうえでとても大事であるが、教育トークの場や主に各学校評価アンケートなどで、子どもに読書習慣をつけさせるのが難しいという意見がみられた。どれだけ読んだかの数値も大切だが、子どもが本を読みたくなるような企画を考えていくべきではないか。例えば、子どもに物語を書かせてみるなど、そういった取組はされているのか。

廣重課長

各学校図書館に学校司書を配置しており、例えば本の紹介にあたっては、

ブックトークといって、読み聞かせのように本の内容を全部読むのではなく、一部分だけを紹介して子どもたちの読みたい気持ちを刺激するようなしかけを実践している。また、ことば科においても作文の教材をたくさん用意している。例えば、「朝起きると〇〇になっていた」というテーマで物語を考え、お話を作る中で起承転結を学ぶというものがある。私自身、学校現場にいたときは小説を書くことに挑戦させて応募したりということもしていた。

各学校の実情に応じた取組を進めているところだが、子どもがもっと本を読みたくなるようなしかけづくりについて、今後も担当者会で呼びかけていきたい。

木下教育長

どれだけ本を読むかという「量」と本を読んで何を得るかという「質」のどちらにも目を向けることが大切である。

子どもの読書習慣をつけるために、例えばビブリオバトルを開催したり、本の帯を作るような取組をしたりと様々な工夫を凝らしている。ビブリオバトルは、学校教育と社会教育が連携して実施しており、各学校での予選を通過した者がことば蔵での決勝戦に挑み、そこでは観衆が審査員となるなど、参加者が意欲的に取り組めるような工夫を凝らしている。

言葉と読書を大切にす教育の推進は、本市の教育目標であるので、今後も子どもたちの読みたい気持ちを刺激するような取組を実践し、力をつけていきたいと考えている。

読書冊数の集計については、非常に現場の手間がかかっているのではないかとということで前にご意見をいただいた。現在、報告の頻度や内容について検討中であるが、担当と協議して決めたいと思っている。

秋田委員

今のお話しをお聞きして安心した。冊数の調査はどうしても数値の変化に意識がいく。読書活動の内容を意識し、また現場の業務量の適正化のためにも検討をお願いした。

いくつか感想を申し上げる。

3月19日と20日に行われた全国高等学校なぎなた選抜大会について。第1回目から伊丹市長が会長を務められているということは、この大会は本市が育ててきたということで改めて今までの取組に敬意を覚えた。

生涯学習部長の報告の中で古文書が出てきたというお話があって、やは

り本市は歴史の古い町で、今頃になって古文書が出てくるということが喜ばしく感動した。大切に整理して残していこうとする取組は本当に大切なものだった。

中学校給食について。いよいよ中学校給食が始まるということでスムーズに進むよう念じている。

不登校について。私は、おそらく実数よりも多いのではないかという感触をもっている。状況シートを作ってください、情報共有を進められようとする前向きな検討を有難く思う。

10ページの教育企画課の4月の行事实施予定について。教育企画会議で議題となる課題はもう決まっているか。教育企画という性質上、やはり課題の設定については皆が共有する必要があると思う。大きな枠組みについては教育委員会に一番責任があるものと考えてるので、今の段階で議題となる課題が決まっていれば教えていただきたい。

春名課長 来週開催する今年度最後の教育企画会議において、今年度の成果と課題について事務局全体で共有し、来年度の会議につないでいく流れになるものと考えている。

秋田委員 テーマはまだ決まっていないということか。

春名課長 はい。

秋田委員 承知した。決まったら教えていただきたい。

川崎委員 今、中学校の授業でなぎなたを教えていると思うが、子どもたちからなぎなたの大切さが分からないという声を聞く。いわゆる精神スポーツだと思うが、そういった実技でない部分の指導はされているのか。

増田課長 毎年なぎなたの指導者対象に講習会を実施している。講習会では、なぎなたの歴史や授業になぎなたを取り入れた経緯を記したリーフレットを用いて指導者の方に学んでいただいている。しかし、新任の先生も増えてきているなかで、そういった部分が置き去りにならないような指導の展開に努めたい。

川崎委員 せっかく伝統あるスポーツを授業に取り入れておられるので、その辺りも子どもたちにしっかりと受け継いでもらいたいと思う。

木下教育長 まさにそういった部分が大事だと思っている。何事も始めたときは理念やねらいがある。

 なぎなたを授業に取り入れたのは、後片付けをきちんとする、背筋を伸ばす、他者を尊重するなどといったことを子どもたちに身につけてほしいと思ったからだ。怪我が少ないというのも理由のひとつである。始めは子どもたちに伝えながら授業を進めてきたけれども、いつのまにか形だけが引き継がれて、理念の部分が置き去りにになっている。非常に大切なご指摘をいただいたので今後活かしていきたいと思う。

川崎委員 きちんと指導されている教諭の方もいらっしゃると思うが、たまたま耳に入ってきたのでお伝えした。

(5) 議案第20号の審議（日程第3）

木下教育長より「議案第20号 教育委員会及び学校と警察の相互連携に係る協定の締結について」を議題とする旨の発議の後、「教育委員会及び学校と警察の相互連携に係る協定を締結しようとするものです。」との説明がなされ、学校教育部長より補足説明があり、質疑応答の後、全委員一致で「議案第20号」を原案のとおり可決。

質疑応答

秋田委員 神奈川県川崎市の事件は本当に恐ろしいことで、何らかの対応が必要だと思うが、今までも警察と学校は必要に応じて連携していたと思う。今回改めて協定を結ぶというのは、特にどの点が本旨なのか。

村上部長 秋田委員がおっしゃったように、児童生徒の問題についてはこれまでも警察と連携して対応してきたところである。

 しかし、実際問題として個人情報保護という観点から対応に苦慮する場面があった。今回このような協定を結ぶことで一定そのあたりを整理し、今後は協定に基づいて対応することで、お互いがより動きやすくなるということである。

秋田委員 実態を鑑みて、児童生徒の安全のために、法的な部分の整理という理解でよいか。そういうことであればもう一つ質問だが、個人情報保護の法令を遵守したうえで、必要に応じて教育のために、児童生徒の安全のために警察と連携するということはどこかで説明されるのか。

村上部長 保護者に対する説明も必要であると考えているので、全保護者に対して文書でお知らせし、ご意見等がある場合は事務局にご連絡いただくようご案内する予定である。

秋田委員 ありがとうございます。今の説明で納得し、安心した。
実際に制度が動き出したときに、なぜ情報を出したのかというところで疑義が出ると、何のためにしているのか分からない状態になる。児童生徒を横に置いたまま解決に向かってではない方向に進んでしまうことがある。そこで、保護者に最初の説明を丁寧にしていただきたい。ついては、是非PTAに対する説明会をもっていただきたいと思う。PTAはやはり学校と教育委員会と一緒に子どもを健全育成を図ることを目的に活動されている任意団体であり、各学校の保護者の代表である。それに先立って、PTA連合会はPTAの代表であるから、まず最初に、そこで丁寧に説明しておくことが今後この制度を実効的に活用していくために非常に大事な準備だと思う。

木下教育長 ありがとうございます。
今回の協定締結にあたって特に調整が必要だったのは、まさに第2条の個人情報の保護に関する部分である。伊丹市個人情報保護条例と兵庫県の個人情報の保護に関する条例に規定される観点からどうかということで審査会にかけて、ご意見をいただいたりという過程を経て今の形ができあがっている。

秋田委員がおっしゃったように、今度は当事者である保護者に対してきちんと説明し、この制度についてしっかりと理解していただくことが必要であると考えている。

秋田委員 協定書についてはよく理解した。

参考資料について、今の段階で気になる点をお伝えしたい。2ページの「3 連携機関」について。ここにはこども家庭センターや児童相談所は入れないのか。虐待やいじめ問題の視野に入ってくるので連携先に入れてはどうかと思う。

廣重課長 虐待等については、福祉に関する法律で対応しているということもあり、今回は教育委員会及び学校と警察の連携に特化した協定でと考えている。もちろん実際の対応については、法律に基づいた福祉との連携が必要であると考えている。

秋田委員 分かり易い事案のときはいいが、困難な状況にある児童生徒は複雑な理由・背景を持っている場合が多い。参考資料については、現在検討段階のものだと思うので、気になる部分についてお伝えする。必要があれば検討時に入れていただければと思う。

木下教育長 関係部局を入れてはどうかというご意見かと思う。

秋田委員 そのとおりである。事例の中に、虐待も視野に入れるのであれば福祉と福祉というように関係部局を入れておく。課題がある行動の原因が単独という場合はあまりないと思う。思春期の子どもは、家でネグレクトがあると外へ行って、「友人」だと当人たちは思っているが、実は課題のある集団の支配下に入っていったというふうに、原因や背景はかなり複雑に入り組んでいるのではないかと思う。

2点目は、7ページの「7-2 学校から警察への連絡の要領」について。上から4行目に「面接又は電話による口頭で行うこと」とある。警察から学校への連絡方法についても同じ表現があったと思う。電話については、周囲で誰が聞いているか分からないので、緊急時のみということにした方がよいのではないか。

これは個人情報の取扱いについて学校でよくある事例だが、担任が学年主任と相談していて、それを職員室に来た児童生徒が耳にしてしまう。そうすると非常に難しい別の問題が起こってきてしまう。警察との連携には当然最高度の留意が必要である。電話の際には周囲の状況を確認してから行うことと、出来る限り面接して情報の交換を行うということを意識して

もらえるような文章にしたらどうかと思う。

村上部長 この表現は、文字として残らないように口頭でというものである。とは言うものの、やはり基本的には直接面接して情報の交換を行うことが求められると思っている。

それと先ほどの連携機関の点だが、先ほど学校指導課長が申し上げたとおり、そもそも今回の協定は教育委員会及び学校と警察のというものであることから、ここにはあえて福祉の関係部局を入れていないということをご理解いただきたい。

秋田委員 そういうことで理解した。

3点目、8ページの「ウ 保護者への連絡」について。表現上のことだが、「警察による専門的知識等から児童生徒の健全育成を図るものである」とあるが、「警察による専門的見地の提供を受けて、教育委員会や学校が教育機関として健全育成を図る」ということだと思う。日本語の性質だが、今の表現だと誰がという主体がはっきりしない。教育を担当するのは教育委員会と学校であるということがぶれずに伝わるように表現を考えていただきたい。

(6) 報告第2号の承認（日程第4）

秘密会での審議の後、全委員一致で、「報告第2号」の「専決第2号 平成28年度伊丹市優良児童・生徒顕彰の追加決定について」及び「専決第3号 平成28年度伊丹市優良児童・生徒顕彰の追加決定について」、「専決第4号 平成28年度伊丹市優良児童・生徒顕彰の追加決定について」を承認。

(7) 議案第15号の審議（日程第5）

秘密会での審議の後、全委員一致で、「議案第15号 伊丹市教育委員会事務局組織および事務分掌規則及び伊丹市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について」を可決。

(8) 議案第16号の審議（日程第6）

秘密会での審議の後、全委員一致で、「議案第16号 伊丹市立学校給食センター運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について」を可決。

(9) 議案第17号の審議（日程第7）

秘密会での審議の後、全委員一致で、「議案第17号 平成29年度校園長等人事異動について」を可決。

(10) 議案第18号の審議（日程第8）

秘密会での審議の後、全委員一致で、「議案第18号 平成29年度教育委員会事務局管理職人事異動について」を可決。

(11) 議案第19号の審議（日程第9）

秘密会での審議の後、全委員一致で、「議案第19号 平成28年度伊丹市教育委員会賞の追加決定について」を可決。

(12) 閉会宣言

木下教育長（午後3時35分）

上記のとおり会議の要旨を記録し、ここに署名押印する。

伊丹市教育長 木下 誠

伊丹市教育委員会委員 江原 礼子